

昭和二十一年十一月

# 新人口政策基本方針に関する建議

財団法人 人口問題研究会

目 次

建 議

人口政策委員會設置要綱

人口政東委員會部會審議事項

人口政策委員會委員名簿

一 終過概要

經濟的基盤の大量喪失により、我が国の生産能力は大幅に縮小し、人口と人口收容力との間の均衡は甚だしい程度に破壊された。類例のない過剰人口は今や厂然たる事実である。最近の深刻な社会不安は一部は敗戦に不可避な混乱に過ぎないが、その少なからざる部分は明かに過剰人口の所産である。この二つはこれを截然区別することは困難であるが、前者が主として過渡的現象なるに対し、後者はその放置さるる場合には、時とともに苛烈を加へ、国家の再建をして永久に不可能ならしめる惧れがある。

文化国家建設の至高の要請に顧み今こそ適切強力なる対策の確立さるべき歟である。

対策の基調は矢はれた均衡の恢復であるからその手段は二つある。一は経済再建による人口收容力の拡大強化であり、他は人口そのものの調整である。

惟ふに一國経済力の拡大はあらゆる時代を逼じての不變的目標であるから、これをもつて過剰人口対策とのみみるのは謬りである。然し過剰人口は人口收容力に対する相對的概念である。人口がいかに大であり、その増勢がいかに激しくとも、もし人口收容力がこれに伴ひうるならば、過剰人口は起りえない。然らばいかにして、またい

が在る程度に我が国の人口收容力を高めうるかは、決定的意義をもつ問題である。本委員会第一部会がこれに主力を傾けた理由は二つにある。(第一部会は人口の收容力及び分布に関する調査)

然しながら經濟的基礎の壊滅的打撃に顧み、人口收容力の将来に過大の希望を繋ぐことはできない。極度に縮小された生産能力から生ずる乏しい収益はその少なからざる部分を復旧と賠償に、即ち直接人口扶養に充當しえざる用途に割かねばならぬ。

住宅問題の一つをとつても、復旧だけに四百数十万户の建設を必要とする。もし年々百万の人口が増加すれば、そのため更に年々二十万乃至三十万户を追加せねばならぬ。他の消費財についても全く同様であつて、この巨なる支出が極大、再生産の不可缺的前提たる資本の蓄積を根本から阻害しないかどうかは一考するまでもない。かかる事態の下においては刻下の要請たる完全雇用の如き、到底期待されるべくもないであろう。特に考慮を要するのは、國際關係の恢復された後の状態である。過度の土地利用によつて農産物の生産量は異常に昂騰し、安価な輸入品によつて壓倒される惧れが

あら、製造工業も亦原料の入手難及販路の制限によつて自由な拡大は望まれない。これを今後実現されるとあらう周辺諸国の工業化と併せ秀へれば貿易の振興に寄せられた過大の期待は根據薄弱である。

如上の理由から、人口収容力の拡大のみによる過剰人口の解決は至難であつて、その結果として人口調整が若しく促進されるであらう。我が国人口は今次の未曽有の大戦を通じ、予想を裏切つて異常な増加を示し、敗戦の結果更にこれに数百万の帰還同胞が加へられ、その密度は今や驚異的高率に達した。この際空想的拡大主義に準據して構想された從来の増殖政策は根本的に是正されねばならぬ。特に将来期待される文化国家は経済力と人口との均衡をえたものでなければならぬから、かかる均衡獲得の一前提たる場合においては出生調節にも建設的な一面あることを承認せねばならぬ。もとより人口調整はその性質上即時的効果をもちえないし、出生調節に伴ふ諸種の弊害は極力これを防止すべきであつて第二部会はこれに慎重な討議を加へた。(第一部会は人口の資本及び統制に関する部会)

人口政策の不皮的目標の一つは死亡率の引下げである。死亡の減少は人口調整の要請に背馳する所といふ理由からこれを無視せんとする議論があるが、謬れても甚だしい。生命と財産の保護は国家の最大義務であつて、極めて特殊な場合を除いてこれを冒することはできない。そしてその保護の厚薄こそ、文化の水準を判定すべき基本的指標なりとすれば、いかなる犠牲をもつてしても国家はこれを遂行せねばならぬ。多産多死、即ち所謂浪費型増殖を少産少死の節約型に改めることが文化国家の努力目標でなければならぬ。

このため我が国において特に考慮されるべきは、乳幼児及び結核の高死亡率である。第二節会では出生調節に引き續いてこの問題を検討した。附記せねばならぬことは、死亡率引下げの効果の一は労働生産力の昂揚にあるから、常に国民体位の向上と連結されねばならぬといふことである。死亡率引下げにいかに成功しても体位低下を防止しないとすれば、人口の活力は期待されるべくもない。生活水準の低下は当然体位低下を齎す傾向があり、これに対して適切なる予防的措置を講すべきである。

これと密接な関係に立つものは遺伝的悪質の可及的防遏である。国民優生法がみるべき成果をあげなかつたについては種々の理由があるが特にそれが任意法なることに大きな関係をもつてゐる。われわれはこれを強制法に改めることを必要と認めるものである。同時に悪質防遏といふ消極的目的は、優生学の眞の目的たる優良質の保護拡大といふ積極的目的によつて裏打ちされねばならぬ。特に出生調節に伴ひ易い逆淘汰はこれによつてのみ有効に防止されうるのであらう。

### 第一 産業の人口收容力に関する事項

破壊的な戦争の惨禍と「ボッタム宣言」の受諾とによつて極度に深刻になつた過剰人口問題を解決するには当面の急に応する幾多の施策とともに着しく減退した人口收容力をあわたせる国際環境の下に民主主義の原理に則つて平和的長期的に再建する二とに努めなくてはならない。

人口收容力再建の問題はもとよりその根底において生産力の昇揚、分配の公正、消

費の合理化並びに適正なる人口の地域的分布の実現等、夫々の見地から考慮され且つ綜合さるべきであるが、ここではその中最も基本的なものの一点認められる産業の人口收容力再建の見地に一応立場を限定することにした。この見地を中心として特に留意すべき重要な長期基本的な方針項をあければ概ね以下の如くである。

### 一、再建の目標

我が国の人口は今後における出生調節の努力如何にかかはらず死亡率低下の傾向が続く限りは、昭和三十年約九千万人、同五十年約一億一千万人に増加するとともに、要就業人口は昭和三十年において約四千三百万人、同五十年において約五千二百万人に激増すると認められるから、人口收容力の再建にあたっては要就業人口に対して完全就業を確保するとともに、その生活程度を持続的安定的に向上せしめて文化民族としての完成を期することにしなくてはならない。

### 二、再建の方向

1. 今後の激増する要就業人口の収容については農林水産業に多くを期待すること

ができない。但し現在の農林水産業の人口収容力が急激に著しく減少せざるやうにすること。

(1) 農林水産物に対する需要は今後の三十年間にわたる人口の増加に伴つて激増するにみられる

(2) 然し農業については我が国では耕地拡張による農業人口増加の可能性に乏しい。現在の農林省の開拓計画では従来の我が国になほ残存してゐた開墾千拓地百六十五万町歩を昭和二十年以降の六年間に開拓することになつてゐるが、これによつてあつたに收容しうべき農家は最大限百万戸、就業人口にして二百万人乃至三百万人に過ぎない。

(3) 又必要とされる食糧その他の農産物の増産を実現するには耕地の拡張と併せて「集約化」によつて反当収量を増大することにしなくてはならぬが、然しこの場合かかる集約化が果して農業人口の増加を可能ならしめるかは疑問である。寧ろこの際の農業生産の増加は生産の「迂回化」によつなくてはならぬ

なるから、増加するのは農業人口ではなくして工業・鉱業・交通業等の非農業人口であるといふことになると思われる。

(二) なほ「集約化」の結果は生産質が増嵩すると思はれるが、我が国の農業はすでに以前からヨリ粗放的な海外農業の競争に苦しめられてゐたくなりであるから、今後有効なる保護を保障されない限りは現在の農業人口さへ維持すること

が困難にならないとは限らない。

(三) 従つて農業の人口收容力の減退を極力防止するためには次の二点が必要である。

- A 肥料の増産に努め国内における農業生産物の増加の基礎を確立すること。
- B 食糧の輸入はこれを計画的に行しめ、その量を調整すること。
- C 現在の開拓六ヶ年計画は耕地の拡張のみに着目せず、農民生活の安定を考慮してこれを再検修正すること。
- D 農業の有畜化、機械化及び高度化を促進すること。

E 適地適作の原理の貫徹に努めるとともに農家の安定のために多角経営化を促進すること。

F 農産加工を興すこと。

G 適正規模農家の基準を再検討すること。

(v) 水産業は食糧資源、特に蛋白給源として重大なる意義をもつから沿岸漁業の飛躍的改善とともに遠洋漁業の恢復に努めること。林業の収容人口は大なるを期しないが一般人口収容力の基礎たる国土の生産力を保持培養するためには、戦時濫伐により荒廃せり山林の復興に努めること。

(vi) 将来にわたつて激増する要就業人口に完全就業を確保するには人口収容力の増大に資すべき平和的な工業、鉱業及び交通業の再建発展と、それ等の産業に従事する人口の増加とに最も大きな期待をかけるほかはない。これ等の産業の再建発展のためには就中次の二ことが必要である。

(1) 我が国は工業、鉱業及び交通業の再建発展にとって特に必要な原料と動力と

資本とはえしい。

A 従つて資本については国民財蓄の増大等により極力国内資本の形成に努めるとともに、差し当たりは特にこれと併せて外資の輸入に努め、それに必要な諸般の態勢を整へること。

B 原料については国内資源の開発利用に努めるとともに自給困難なる部分の輸入が保障されるやうに諸外国の理解ある協力を獲得するに努めること。

C 動力については水力電気の開発に努めるとともに、石炭についてその開発と輸送施設の拡充とに努めること。

(口) 原料と資本とを海外に依存せざるをえない結果として今後は、その限りにおいて輸出貿易並びに国際観光事業の發展に努力せざるをえないことになる、このためには就中次の二ことが必要である。

A 東洋諸国の工業化の趨勢に鑑みて製品を逐次高級化するとともに、消費財工業と並んで平和的な生産財工業の發達をも図ること。

B 公正なる方法によつて海外競争力を確保するためには、低労働化を避けて産業の

合理化と機械化とを推進すること。

C 貿易機構を改善充実するとともに、海運業を始めとして一般に交通業の再建発

展に努めること。

D 東洋市場の特殊性から考へて生産の規模は一概に大規模化することをせず、中小工業及び農村工業等に適当したものとの生産分野を誤だないやうにするこ

と。

3. 然し今後の人口収容力の再建については、徒に輸出の増進のみに期待することなく、それとともに努めて国内市場を開拓拡大することが望ましい。このためには、国民一般特に勤労大衆の生活程度を向上せしめるために次のことが必要である。

(1) 生産能率を増進して人口一人当たりの生産高を増大するに努めること。

(2) 自分的封建的な観念を排除して産業の民主化に努め、もつて勤労の意欲を増進するとともに、勞働條件の維持向上を図るため、自動的な組織としての健全なる労

労組合運動の発達を図ること。

(4) 労働行政組織を画期的に刷新強化するとともに職業紹介及び補導組織の強化拡充を図り、その機能を飛躍的に伸長すること。

④ 失業対策としての公共事業の有効適切なる運営を期すること。

⑤ 社会保険制度の全面的拡充を図ること、適當なる時期において失業保険制度を創設すること。

(6) 生活保護法の適正なる運営に努めるのほか、諾般の社会政策的施設の強化拡充を行ふこと。

(7) 消費生活の合理的改善を図ること。

4. なほ将来にわたつて就業人口の増加を期待しうる産業にはこのほかに商業、公務、自由業、家事業等がある。但しこれ等の産業における就業人口はこれを漫然と増加せしめることなく、一般人口の増加とともに生活程度の向上に伴つて増加せしめるにしなければならぬ。

5. 将来における生産年令人口激増の傾向に鑑み、上記の人口収容力再建の諸方策の強力なる推進を遂げる半面、失業対策の萬全を期し国民生活保障にあらゆる努力を致さなければならぬ。それにもかゝわらず過剰人口が存続して国民最低生活の確保が困難となり、従つて我が国の民主的文化的建設に支障を生ずる場合には平和的移民につき列国との理解ある協力を求めるほかないであらう。

〔附表〕

右の方向における人口収容力の再建が実現されて、生活程度が将来の長期的な上昇傾向を続ける場合には、将来における産業別の人口は次の第一推計の如くになると推定される。

農業	第一推計（従来の生活程度の向上確実達する場合）			第二推計（昭和五年の生活程度確実達する場合）		
	昭和三十年	昭和五十年	昭和三十年	昭和五十年	昭和五十年	昭和五十年
一六五〇万	一三七・八%	一六五〇万	三一・一%	一六五〇万	三七・八%	一六五〇万

		鉱業		工業		水産業	
		一、一〇六四	二五五	一、一三二九	二六二	一、一九	九九
		八七〇	一一七四	二一七四	二七九	一、一四	八二
		一一七二	二五〇	二一七二	二七九	一、一九	九九
合計		三二三	七五	二六〇	二七九	一、一九	八二
其 他		一三〇	三、〇	二〇八	二七二	一、一九	九九
家事業		一	一	一九一	二七二	一、一九	九九
公務自由業		一	一	八五	二七二	一、一九	九九
交通業		一	一	四〇	二七二	一、一九	九九
其 他		一	一	二〇二	二七二	一、一九	九九
合 計		四二九〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇
其 他		一〇〇、〇	五、二〇〇	一〇〇、〇	五、二〇〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇

この場合には生活程度が假に昭和五年の水準にまで恢復して、それを持続すると假定した場合に予想される第二推計の場合に比して商業・公務自由業等に従事しうる人口が大になるから、鉱業・工業・交通業等に就業することを必要とする人口がヨリ少

くなる。また輸出工業に就業することを必要とする人口もヨリ少くなると思はれる。

## 第二 出生調節に関する事項

「ボッダム宣言」受諾の結果、極めて制限されたる経済的條件の下に、資源乏しく狹隘な国土に、多數の人口を支持しなければならなくなつた我が国において、国民生活の窮屈は出生調節に対する要求を促すこと切なるものがある。もとより現在から近き将来にわたる我が國人口問題の解決に対して出生調節のもつ意義は決して大なるを期待しない。速かに我が國經濟再建の根本計画を樹立し、人口收容力の拡大を図り、社会政策の強化拡充によつて国民生活の安定向上の根基を確保することを人口政策の主眼とすべきはいふまでもないが、現下の国民生活の実情に鑑みれば、好むと好まさるとにかかはらず、今後における出生調節の普及は必然の勢であるかの如く思はれる。即ち出生調節に關し人口政策上特に留意すべき事項は概ね以下の如くである。

一、国民生活の現状に鑑み、出生は両親の希望に任せらる原則を明かにし、健全なる受

胎調節を行ふことはこれを個人の自由に任せ、受胎調節に関する健全なる宣伝及び

教育の自由を確認するとともに適当なる指導機関の発達を図ること。

二、歐米諸国の事実に従すれば、受胎調節の普及は人為的不妊及人為的妊娠中絶の普及と平行するものの如くである。人為的不妊及び人為的妊娠中絶については慎重なる考慮を必要とする。

1. 人為的不妊は優生学的目的のためには積極的にこれを適用すること。医学上母の保健のために必要な場合にはこれを認めること。

2. 人為的妊娠中絶は優生学的の目的のためには積極的にこれを適用すること。医学上母の保健のために必要な場合並びに倫理的理由に基く場合（例へば強姦、過失、無知等による受胎にして母が出生を希望しない場合等、但し過失、無知等の範囲についてには慎重なる考究を要する）にはこれを認めること。

3. 医学的目的による人為的不妊及び人為的妊娠中絶については現行法規上の手続を簡易ならしめるとともに医学的適応標準の適当なる緩和拡張を必要とすること。

三 出生調節はやゝもすれば結婚に対する道徳的責任感を減退せしめ、性道徳の頽廢に誇らしく思はれないとしたい。一二に鑑み、道徳的観念の昂揚、特に性道徳の向上に努めること、又正しき性教育の普及徹底を図ること。

四 出生調節の普及は往々にして逆淘汰現象を隨伴する惧れあるをもつて、社会的活動に貢献の少ない寧ろ障害となるやうな子孫を生むべき家族において出生減退が現はれ、優秀なる資質の子孫を生むべき家族の両親の出生意欲を向上せしめるが如き方策をとる等、出生調節の普及による逆淘汰現象の発現を極力防止するとともに、更に積極的にこれを人口資質の向上に資せしめるやう努めること、但しその具体的方策に関しては幾多の極めて困難なる問題を包含するをもつて別途慎重に考究を遂げることが必要である。

五、出生調節に関する保健上有害なる手段の普及を防止すること。

六、受胎調節に関する指導機關の普及発達を図るとともに不健全なる機關の蔓延を防止すること。

止すること。

七 不徳全なる多産の原因となる高き乳幼児死亡率の低下方策を強化徹底せしめること。

八 優生思想の普及徹底を図り実行優生政策の任意主義を強制主義に改める等優生政策の強化拡充を行ふこと。

九 従来我が国において出生調節に関する調査研究の極めて乏しき事実に鑑み、これを調査研究の飛躍的強化拡充を図り、その結果に基き、出生調節の人口政策的指導に遺憾なきを期すること。

十 出生調節に関する政府の態度、政策等の発表は往々社会の甚だしき誤解を招く模であるをもつて、この重慎重なる考慮を拂ふとともに眞の趣旨徹底に努めること。

#### 〔参考〕

委員会出生調節に対する絶対的反対意見の要旨概ね左の如くである。

一人為的方法により出生調節は婚姻生活の真意義を忘却並びに誤解せしめ、特に婚姻そのものに対する道徳的責任感の低減を誘導し、更に男女両性間の人格的尊重を

無視する傾向より惹いては社会一般のさなきたに低下しつゝある風俗の頽廢に拘重をかけるものである。右は諸外国、殊に大都市にその実例乏しかつざること察知の事実である。特に出生調節の実施が倫理的道徳の堅固なる基礎を缺く日本国民の上に及ぼす悪影響は恐るべきものがある。

一、医学上よりするも出生調節の目的のために実施される人為的不自然なる方法手段は、その効力の不確実なることを問題外とするも、なほ当事者双方の肉体並びに精神に與ふる悪影響に異論の余地なし。ところにして、その結果として家庭の和合が破壊され、家庭生活の不幸を招来するものである。

一、人口問題は現在においても亦近き将来においても出生調節の如き不自然なる姑息詐縁手段によつて解決しうるものではない。人口政策は出生調節の如き消極的にして国民の心身を徒に害するに役立つ方法に纏つて、眞に日本国民が平和的国民にして世界の文化に貢献しうる所以を發揮し、ヨリ積極的にしてしかも實際的現実的解決策たる農業方法の科学化、産業の科學的改善、衣食住の合理化より始めて、更に

は東亞諸隣邦及び諸外国との移民政策の齋淵等を骨子として立案さるべきものである。

### 第三 死亡率低減に関する事項

國民の健康を増進し死亡率を低減せしめることは文化國家たる資格の第一義的要件であるとともに人口政策の重要な目的の一つであり、且つ又公衆衛生の向上企図せる新憲法の趣旨に沿ふ所以である。これがためには公衆衛生及び医療に関する綜合的組織網の整備充実を図るとともに、國民栄養の合理化、一般体育向上の奨励普及、龋齒の予防及び早期治療、花柳病、寄生虫病等に対する対策等、幾多の施策に努めなければならぬが、就中現在我が国において最も緊急の対策樹立を必要とするである乳幼児死亡及び結核死亡についてその重大的施策を次に列挙することとする。

#### 其の一 乳幼児死亡減少方策

乳幼児死亡率は一国文化の指標であるといはれる。最近再び著しい増加を示しつゝある我が国の乳幼児死亡を減少し、国民生活の幸福と安寧を図ることは文化国家建設の重要な要素である。乳幼時死亡率減少方策の根底は婦人の社会的地位の向上、特に母性保護の徹底にあること曰いがまでもないが、特に留意すべき事項は概ね以下の如くである。

### 一 健康成熟児の出産促進

出産時体重二、五kg以上あるものは肉体抵抗力強く乳児期に死亡するものは少なく、乳児死亡の大筋分は所謂早産未熟児に基因する。死亡統計に示された「先天性弱質」及び「早産」による大半の乳児死亡の全部のほか、約八割に達する「下痢陽炎」及び「肺炎」による乳児死亡の相当部分は健康成熟児の出産促進、即ち妊娠保健保護施策の徹底によつて防止しえられる。

- 1、妊娠手帳制の徹底及び該制度の活用による妊娠保健施策の充実を図ること。
- 2、早産・未熟児分娩的主要原因たる妊娠中毒症、妊娠糖尿病等の治療を徹底すること。

七

3. 産院産後母体の收容休養施設を設置すること。

4. 産前産後の有給休暇制を確立すること。

## 二、乳児保健施設の拡充

乳幼児体力管理が我が国乳幼児死亡率の減少に寄与したこととは数字の明示すると二ろであるが、この制度の強化拡充を図り乳幼児の健康指導を一層徹底せしめる国家的施策と虚弱児等の治療收容を行ふ施設の拡充が最も要望される。

1. 乳幼児保健指導行政の拡充を図ること。

2. 乳児院、哺育院、虚弱児收容院を拡充或は設置すること。

3. 罹患母親より乳幼児を隔離する保育組織を確立すること。

## 三、乳幼児重要疾患による死亡減少施策

麻疹、百日咳、ケフテリト、赤痢、痘瘡、肺炎、下痢、腸炎等のために死亡する乳児は約二十万、幼児は約十五万に達する。この中死亡数の多きもの、並びに体质弱

化をきたす諸疾患の防止に更に徹底した施策が必要である。

1. 肺炎死亡の減少 年十二万に達する肺炎死亡の七〇%は乳幼児期の死亡である  
マニシリンの増産及び配給施策により減少しうる。
2. 小児伝染病予防措置の徹底 予防注射、血清の製造を促進すること。
3. 梅毒病対策の徹底 日本海岸地域の母子にビタミンD等を配給することにより、  
減少されられ。

#### 四、母子栄養施策の徹底

乳幼児死亡を減少せしめるため母乳栄養の回復が最も必要であるとともに牛乳  
乳製品事情の改善、即ち飼料及び乳製品、種牛の輸入促進のほか、母子必需栄養の  
配給確保を図らねばならぬ。

1. 母乳分泌施策の徹底 母乳栄養の宣伝普及、人工栄養児に対する偏重配給のは  
正を期すること。(牛乳、乳製品の配給を受けず、母乳哺育をなす母親に対する栄  
養殊に蛋白質、脂肪の配給を図る)

2 牛乳・乳製品・乳牛飼料、種牛の輸入を促進すること。

3、一離乳期食、穀粉その他乳幼児栄養品及び治療剤（牛酪乳、その他）の生産増加及び配給確保を図ること。

4 乳児栄養品の合理的配給を行ふこと。

5 山羊の飼育を奨励普及すること。

### 五、母子保健教育の徹底

我が国保健教育は世界文化圏中最も低度にして、育児保健の教科書の如きすら重々なる誤謬を冒してゐる。学校教育及び学校以外の教育における科学的保健教育を一層充実することが極めて必要である。

1、学校教育における保健育児教育の充実及び科学化を図ること。

2、母親教育の徹底及び母学校を設置すること。

3、巡回教育班を設置すること。

六、乳幼児教育施設の拡充

戦災児、引揚児その他不幸な境遇にある乳幼児の救済施策及び收容所の設置を図らねばならぬ。

1. 乳幼児救済施策の徹底を期すること。
2. 乳幼児收容保護施設の普及を図ること。

### 其の二 結核死亡率低減方策

戦前より諸外国に比し著しく高い結核死亡率を示してゐた我が国では、戦時中及び戦後の特殊事情により結核罹病者並びに死亡者の、いづれも一層増加する傾向がみられる。又第一次大戦後の戦敗諸国の場合に徴するも、今後相当長期にわたつて高結核死亡率の継続する惧れがある。よつて政府においては次にあげる如き諸対策を急速に実現せしめ、結核死亡率の上昇を阻止し、更に二十年後には結核死亡率を現在の五分の一、即ち人口万対五の程度まで低下せしめることを目標として努力すべきである。

#### 一 予防上の対策

1. 結核予防指導機関の拡充整備

(4) 保健所に結核予防部を新設し、結核予防事業に専任の医師、X線技術者、保健婦を追加すること。

(5) 保健所の支所として結核相談所を増設すること。

(6) 移動式診療班を設け、各保健所に配属し、X線その他必要な器具を載せた自動車により機動的なる予防治療を行ふこと。

(7) 結核専門医を養成して特定の資格を有へB.C.G. X線検査、人工気胸を実施せしめるとともに一般医師の結核診療技能の向上を図ること。

(8) 未感染者に対するB.C.G.接種を勵行すること。

### 3 予防対策の重要な対象

(1) 工場、事業場その他集団生活を行ふ従業員、学生、教職員、交通従業員、接客業者等

(2) 国民学校五年以上満三十年までの青少年

(3) 結核患者家族

## 二 治療上の対策

1. 国立療養所と医療団療養所とを一元的に統合すること。

2. 国立病院中の相当数を療養所に転換せしめること。

3. 療養所に結核外科部を普及せしめること。

4. 地方総合病院に結核病棟を附設せしめること。

5. 介業療養施設、恢復看護施設、養護学校、保護工場及び結核恢復看護所などを設けること。

6. 精神病院入院看、刑務所受刑看等の特殊対象に対する結核の療養を徹底せしめること。

## 三 行政的措置

1. 結核予防法の改正

(1) 医師の患者届出制を強化すること。

(2) 健康診断規定を強化すること。

(4) 工場等の結核予防事業を義務づけること。

(5) 結婚・就職等に際する健康診断の規定を附加すること。

## 2 結核行政機構の拡充整備

(1) 国立及び医療団経営の結核療養所の經營を調整すること。

(2) 厚生省に結核局を、地方方に結核課又は結核係を、保健所に結核予防部を設けること。

## 3 結核特別附加保険制の創設（別項参考区参照）

健康保険特に国民健康保険の一層の活動を促すとともに結核特別附加保険制を創設すること。

(1) 結核事業に対する国庫負担を軽減し、受益者負担を考慮して自主的体制を確立するためこれを設けること。

(2) 健保被保険者の全部、国保被保険者中十才以上至十六までの者を加入せしめること。

#### 四 国民結核予防教育の普及に関する対策

1. 国民学校教科目に衛生科を設け、教科書には結核予防に関する項目を掲げること。
2. 中等以上の学校には専任学校医を配置し、学校における衛生訓練の実施、就中結核予防に努めしめるとともに結核予防教育の徹底を図ること。
3. 結核予防に関する映画の作製、各地における文化講演会の開催を利用して結核予防に関する社会教育の徹底に努めること。
4. 結核予防会の活動を活潑化せしめるとともに国際結核予防協会への加入を促進すること。
5. 結核予防その他公衆衛生に関する総合的且つ恒久的な博物館等を設置し、公衆衛生の啓蒙に努めること。

#### 〔参考〕

結核特別附加保険制度の提唱

現行社会保険被保険者の中、結核罹病率の高い対象として年令では十才以上三十才までの者と、転業では集団生活を営む業種の者（現行健康保険等の被保険者）を特定してこれに結核予防及び治療の給付を徹底せしめやうといふのであつて、そのためには被保険者には一般保険料のほかに一定額の保険料の増額払込をなさしめ、健康保険においては事業主、国民保険においては市町村にも負担の増額を課するほか、国家も相当額の助成をなし、これをもつて結核の予防及び療養事業の全財源に充てようとするものである。これにより従来結核療養所に対する経費、健康診断に要する経費・結核予防接種に要する経費等別々に支出してゐた国庫補助金は一元的となり、一方結核予防事業に関して受益者たる被保険者の一部負担を図ることにより自主的の態勢ができることになる。保険給付内容としては定期健康診断、B.C.G接種、要注意者の生活指導、患者の治療等を行ふ。事業の実施主体は保険組合であるが、X線検査等は保健所に依頼する場合が多いから組合の経費を保健所に納付して保健所事業の拡充に充てるやうにする。入院療養を要する者はこの保険によることになる。

から結核療養所の入院費は保険によつて賄はれ療養所に対する国庫の支出は形の上  
でなくなる。

本制度の特徴としては被保険者が該保険による結核の予防施設を充分に利用して  
長期の療養給付を要するやうな罹病を食ひ止めた者には報賞的の意味で反対給付を  
行ふことにしたいと考へることで、このやうな者には満三十才で保険期間満期に達  
した時（健保被保険者については聰明のとき）相当額の金額を返還するやうにし、  
生命保険或は従前の徴兵保険の如き性格をもたせることにより、被保険者が自主的  
に結核予防に努めることを促す一助としたいと考へる。

#### 第四 優生政策に関する事項

国民の素質を改善する必要はいかなる時代においても衰るものではない。況や文化  
国家建設を目指としてゐる我が国において又出生調節普及過程における逆淘汰現象に  
直面してゐる現在、優生政策は益々その重要性を加へたものといひべきである。然し

て現在直ちに採りべき方策としては次にあげる如きものがある。

### 一、強制断種規定の実施

国民優生法実施以来優生手術の実績のあがらないのは、本人又はその家族の任意申請のみに任せたるからである。国民優生法第六條には遺伝病若の疾患が著しく悪質なる時や、夫婦の双方が同一の遺伝病に罹患してゐる時等で、その疾患の遺伝を防遏することが公益上特に必要であると認められる時は、法規に定められたる医師は本人又はその家族の同意がなくも断種の申請をすることができると規定しているが、この規定は未だ実施されてゐない。国民優生法の実効を收めるためにはこの規定を發動すべきである。

### 二、国民優生法の改正

優生手術の実績をあげるためにには前項の強制断種規定の發動のほか、次に列記する如き方策をとることが望ましい。但し3、4の二項についてはその施術の実施が本人の健康を障碍する惧れがあるので、予め十分に研究・検討した上でその採否を決

定すること。

1. 国民優生法に届出規定を設け、市町村長、医師、産婆、保健婦等が遺伝病者の存在を知つたときは、これを地方長官に届出することがくるやうにすること。

2. 遺伝病者が妊娠した場合にはこれを中絶することができること。

3. 遺伝性病的性格によるものと診断された性的犯罪者はこれを去勢することがで  
きるやうにすること。

4. X線照射による方法は手術を行ひ必要がないから適当な照射量を定めるならば

断種手術よりも容易に実施することができるといふ利点がある。断種手術と併せてX線照射を一方法として採用すること。

5. 優生手術申請の手続を簡易化すること。

三 優秀素質者の教育費全額国庫負担及び育英制度の拡大強化、優秀な素質をもつて  
るる青少年は國家がその教育費を全額負担し、また、育英制度を拡大強化して多額  
の教育費を補助し、もつて優秀健全な人口を保持するやう努めること。

四 優生指導機関の設置拡充を図り、結婚指導その他優生指導の徹底を期すること。

五 優生学に関する知識及び優生思想の普及

1. 各医科大学を始め、一般の大学、高等専門学校、中等学校に優生学に関する講座又は学科を設けること。

2. 一般人に対し展览会、講演会、映画会、雑誌、書籍等を通じて優生思想を鼓吹すること。

六 優生問題に関する総合的調査研究の拡充を図ること。

# 財團法人人口問題研究会人口政策委員会設置要綱

## 一 目 的

ボツタム宣言受諾ニヨル新情勢ニ適応シタル新シキ人口政策ニ因スル各般の事項ノ審議研究ヲ遂ヶ以テ新日本建設ノ根基タル観下喫緊ノ人口政策ノ樹立実施ニ資スルコトヲ目的トシ本会ニ人口政策委員会ヲ設置スル

## 二 名 称

本委員会ハ人口政策委員会ト称ス

## 三 事 業

本委員会ハ其ノ目的ヲ達成スル為成案ヲ得タル時ハ隨時本会ヲ通ジテ政策ニ建議ヲナス等現実ノ政策ニ寄与スルニ適切ナル措置ヲ講ズ

## 四 組 織

- 1 本委員会ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 2 本委員会ノ委員長ハ委員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム

3 本委員会ニ幹事若干名ヲ置ク

4 本委員会ニ専門委員若干名ヲ置クコトヲ得

5 本委員会ハ特定ノ事項ニ因シ部会ヲ設ケルコトヲ得

人口政策委員会部会審議事項

第一部会(人口の收容力及び分布に関する部会)

- 一 將來人口の推計に関する事項
- 一 産業の人口收容力に関する事項
- 一 生活水準と人口收容力に関する事項
- 一 民所得の分配と人口收容力に関する事項
- 一 人口の地域的分布に関する事項

第三部会（人口の質的及び量制に関する部会）

一 出生統制に関する事項

「産児調節」に関する事項

一 死亡率低減に関する事項

(1) 乳幼児死亡の低減に関する事項

(2) 結核死亡の低減に関する事項

(3) その他死因別死亡の低減に関する事項

一 人口の質的向上に関する事項

(1) 優生政策に関する事項

(2) 体力向上政策に関する事項

(3) 文化的資質向上に関する事項

(4) 混血に関する事項

(三八) □政策委員会建議の件経過概要

戦後人口問題の重要性に鑑み厚生省においては人口問題に関する各方面取組の収集を始め、昭和二十一年一月三十日同省内で人口問題懇談会を開催した。然るに同問題は複雑多岐に亘り慎重審議の要があるから継続的に委員会を設けてこれを研究せしめようやうであるといふ意向が強かつたので、新たに財團法人人口問題研究会に人口政策委員会を設けその研究を継続することとなつた。右人口政策委員会の第一回総会において各委員互選の結果永井亨氏が委員長に選ばれ更に第一部会部会長には那須皓氏、第二部会部会長には下條康麿氏が各自就任した。第一部会は人口の收容力及分布に関する部会、第二部会は人口の資質及び統制に関する部会で夫々の審議事項に付左の日程の通り討議を進め成案を得、本会各長名をもつて、總理大臣を初め関係各大臣に建議するは二びとなつた。

總

會

五月七日

於佐染病研究所會議室

第一 部 會 (第一回) 大月二十一日

於 厚 生 省 會 議 室

第二 部 會 (第一回) 大月二十八日

於 同

第三 部 會 (第二回) 七月一日

於厚生省食堂

第一 部 會 (第三回) 八月一日

於厚生省會議室

第二 部 會 (第三回) 八月五日

於 同

第一 部 會 (第四回) 八月八日

於 同

第一 部 會 (第五回) 八月二十四日

於佐染病研究所會議室

第一 部 會 (第三回) 九月二十一日

於厚生省會議室

第二 部 會 (第四回) 十月二十一日

於 同

第二 部 會 (第五回) 十一月四日

於 同

第一 部 會 (第六回) 十一月十三日

於佐染病研究所會議室

第一 部 會 (第七回) 十一月十六日

於厚生省會議室

(四〇)

總

公

十一月十八日

於同

總會及以下理事會

十一月二十日

於同

人口政策委員會委員氏名(ABC順)

委員長 本會常務理事

經濟學博士 永井

第一部位會長本會理事

農學博士 那須

同 委員 一慶應義塾大學教授

藤林敬

同 新日本婦人同盟委員長

川島野市桂

同

鶴見河川

同

西島桂

同

井厚生省社會局長

同

鷲尾厚生省社會局長

同

大日本火薬株式會社社長

種父ゼメント株式會社社長

內閣統計局

鷲尾厚生省社會局長

嘉慶房

享三皓枝皋密彦資一

日本大學總長

東京帝國大學助教授

東京產業大學講師

本會常務理事

東京產業大學教授

本會常務理事

東京帝國大學教授

慶應義塾大學教授

三菱經濟研究所常務理事

衆議院議員

慶應義塾大學教授

農學博士

松 吳 神 濃 口 谷 時 文 勝 治 炳  
小 田 橋 崎 井 伊 亨 一 文 虞  
河 大 奥 内 木 倉 尾 番 重 復 太  
精 珍 三 茂 一 郎 夫 郎 規 寿 亨  
一 磐 郎 夫 郎 規 寿 亨



國 一 義  
島 龍 太 郎  
村 優 俊 武  
島 島 島 太 郎  
中 中 中 中  
島 島 島 島  
左 右 右 右  
田 田 田 田  
館 館 館 館  
上 上 上 上  
條 條 條 條  
田 田 田 田  
正 正 正 正  
安 安 安 安  
藤 藤 藤 藤  
政 政 政 政  
畫 畫 畫 畫  
康 康 康 康  
辰 辰 辰 辰  
壽 寿 寿 寿  
邦 邦 邦 邦  
三 三 三 三  
逸 逸 逸 逸  
雄 雄 雄 雄  
吉 吉 吉 吉  
曆 曆 曆 曆  
福 福 福 福  
井 井 井 井  
土 土 土 土  
安 安 安 安  
醫 學 博 士  
經 清 安 定 本 部 第 四 部 長  
東 京 帝 国 大 学 教 授  
大 司 教  
同 同 同  
同 同 同  
第二部会部会長 貴族院議員  
同委員 日本生活問題研究所長  
慶應義塾大學教授

象議院議員

公衆衛生院次長

医学博士

日本赤十字社産院長

医学博士

日本医療団結核課長

医学博士

厚生省顧問

医学博士

浜田病院長

医学博士

本会常務理事

医学博士

経済学博士

医学博士

慶應義塾大學教授

医学博士

公衆衛生院小児衛生部長

医学博士

國府台病院長

医学博士

日本キリスト教団理事長

医学博士

医学博士

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

医学博士

渡 富

辺 内

茂

定

竹

田

隆

代

式

場

三

滿

育

森

郎

潔

大

井

井

潛

小

永

清

亨

勝

永

惟

穎

藤

井

井

亨

候

烟

芳

工

藤

芳

太

雄

藤

芳

太

郎

藤

芳

太

二

藤

芳

太

郎

藤

芳

太

工

藤

芳

太

雄

本会理事

雨林子

東京帝國大學教授

同

卷之三

人口政策委員會幹事

同 同 同 同 同 同 同 同 轉 同 同 同

吉山矢塙増大縹瀬館横堀空三

四五

同 同 同 書 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
記

中 宮 大 池 上 館 藤 島 左 重 根 中 中 增 三

右

易 田 丸 田 田 崎 村 田 田 村 山 島 田 国 <sup>八四六</sup>

又 千 紀 盛 正 信 俊 武 定 善 良 奔 太 重 一

三

男 枕 夫 廉 夫 総 男 彦 夫 正 郎 男 韶 喜 義

国立社会保障・人口問題研究所



1 5 8 0 3 8

国立社会保障・人口問題研究所



1 5 8 0 3 8

071\* 9\*1

人口問題研究会

新人口政策 基本方針に関する建議 [昭  
和 21年 11月]

東京 人口問題研究会 '46.11  
46PP. 25CM